

# ブロックチェーンが促す 分散型経済

連載第4回（2023年1月20日）：  
Web3.0 Vol.2 – Web3.0に係る報告書等



## 2022年末に相次いだWeb3.0推進に係る報告書

2022年12月、以下を含む多くの団体からWeb3.0の活用推進に向けた提言が公表された。今後こうして提言は政策や法規制、税制等に反映され、Web3.0に係るビジネス環境が整備されていくものと考えられる。

- 自由民主党 デジタル社会推進本部 web3プロジェクトチーム「web3政策に係る中間提言」
- 経済産業省 大臣官房 Web3.0政策推進室「Web3.0事業環境整備の考え方 –今後のトークン経済の成熟から、Society5.0への貢献可能性まで–」

- デジタル庁 Web3.0研究会「Web3.0研究会報告書 ～Web3.0の健全な発展に向けて～」
- 日本暗号資産ビジネス協会「当協会における Web3.0 推進に係る考え方について」

本稿では上記で取り上げた報告書の概要について解説し、今後の政策等の方向性を見極めるうえでの参考となることを目的としている。なお、本文中の意見に係る記述は筆者の個人的意見であることをあらかじめお断りしておく。

## 自由民主党 デジタル社会推進本部 web3プロジェクトチーム「web3政策に係る中間提言」

### 重要テーマに関する提言骨子

- トークンによる資金調達を妨げない税制改正
- 個人が保有する暗号資産に対する所得課税の見直し
- 暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保
- JVCEAにおけるトークン審査体制の強化
- LLC型DAOに関する特別法の制定
- パーミッションレス型ステーブルコインの流通促進のための措置
- 無許諾NFTへの対策と消費者保護
- NFTビジネスの賭博該当性を巡る解釈及び二次流通からの収益還元方法等の整理

### 主な提言概要

#### 4. JVCEAにおけるトークン審査体制の強化

JVCEAにおける審査の効率化のためには、審査手続の一層の具体化・可視化を図ることが肝要である。トークン発行者や暗号資産交換業者が審査に必要な情報を効率的に呈示し、暗号資産交換業者自身もより主体的に審査に協力することができるよう、JVCEAにおいてトークン審査における審査事項を具体化した上で、それを公表するか、少なくとも暗号資産交換業者に対して明示すべきである。

出典：自由民主党web3プロジェクトチーム「web3政策に関する中間提言」  
(<https://note.com/api/v2/attachments/download/09da34810ee91f423798ed41c4b9bc8f>) を基にKPMG作成

## 日本暗号資産取引業協会（JVCEA）

2022年12月「暗号資産の取扱いに関する規則・ガイドライン」の一部改正を公表。

- 協会は、一定の会員について協会事前審査の対象を協会所定の方法で指定する暗号資産以外の暗号資産に限定する制度（以下「グリーンリスト制度」という。）を導入
- 協会は、一定の会員について協会事前審査を行う場合を特定の場合に限定する暗号資産自己審査（Crypto Asset SelfCheck）制度（以下「CASC制度」という。）を導入

出典：一般社団法人日本暗号資産取引業協会「「暗号資産の取扱いに関する規則・ガイドライン」及び「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則・ガイドライン」に関する一部改正（案）ならびに「暗号資産の取扱いに関する規則第5条第7項及びデリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則第5条第7項に基づく判断についての不服申立てに関する規則」の制定（案）についてパブリックコメントの結果について」(<https://jvcea.or.jp/news/main-info/20221228-002/>) を基にKPMG作成

## Web3.0政策における主要な論点

1. 暗号資産の該当性
2. 法人税制（暗号資産の期末時価評価課税）
3. 監査法人による会計監査問題
4. LPSによるトークン保有問題
5. 無断NFT対策
6. NFTの賭博罪該当性の解釈
7. ユースケース創出支援
8. 海外人材呼び込み
9. 研究開発支援・人材育成

## 主な提言概要

### 2. 法人税制（暗号資産の期末時価評価課税）暗号資産の該当性

- ✓ 自己発行・自己保有の暗号資産は、期末時価評価課税の対象外とする税制改正要望
- ✓ また、スタートアップの起業や事業成長を支援する投資家等が保有する暗号資産についても見直しに向けて検討する

出典：経済産業省 大臣官房 Web3.0政策推進室「Web3.0事業環境整備の考え方－今後のトークン経済の成熟から、Society5.0への貢献可能性まで－」（[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin\\_kijiku/pdf/010\\_03\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/010_03_01.pdf)）を基にKPMG作成

## 税制改正大綱

2022年末に公表された税制改正大綱ではWeb3.0に関連する税制改正として、自社発行トークンの期末時価評価について一定条件の下で除外する方向性が示された。

- 三 法人課税
- 5 その他
- (5) 暗号資産の評価方法等について、次の見直しを行う（次の②の見直しは、所得税についても同様とする。）。
- ① 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価による評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。
- イ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から
- ②～④ (略)
- 継続して保有しているものであること。
- ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
- (イ) 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
- (ロ) 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。

出典：自由民主党・公明党「令和5年度税制改正大綱」（[https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848\\_1.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848_1.pdf)）を基にKPMG作成

## 日本暗号資産ビジネス協会 「当協会におけるWeb3.0推進に係る考え方について」

### Web3.0の発展に向けた推進策の例

- 利用者層におけるウォレットの普及とトークンに対する「経験値」の積み上げ
  - ◆ パブリック型ブロックチェーンの円連動ステーブルコインの導入および海外発行ステーブルコインの流通整備
  - ◆ 企業等向けトークンカスタディサービスの整備
  - ◆ 投資DAOのハブ化
  - ◆ DAO法・ガイドラインの整備
  - ◆ 会計基準の整備
  - ◆ 価格算出サービスの促進
- 活用を促す法規制や税制の整備
  - ◆ 法規制・税制の海外との相対的な位置取りの確認
  - ◆ 同一規格トークンに対する規制の平仄
  - ◆ パブリック型ブロックチェーンの評価制度の導入
- パブリック型ブロックチェーンとスマートコントラクトに精通する人材および情報の集積
  - ◆ パブリック型ブロックチェーンの開発促進
  - ◆ パブリック型ブロックチェーンのトークン保有残高の積み上げ
  - ◆ DeFiプロトコルの開発促進

## 主な提言概要

### 企業等向けのトークンカスタディサービスの整備

個々の企業等が個別に対応するよりもどこかに集約した方が良い業務がある。そうした業務を集約したインフラを国内企業等が提供することは、「Web3.0活用層」の拡大を推進する上で非常に有効な施策となる。代表的なインフラがトークンを保管するカスタディサービスである。国内でカスタディサービスを整備することは、付加価値の海外流出防止といった経済的な側面以外に資産保全の面でも重要である。

### 投資DAOのハブ化

投資対象の発掘や保管の手間が省ける従来のファンドの利点に加えて、逆に投資対象について提案できたりするなど新機能を有する「投資DAO」を通じたトークンや実物資産への投資・購入が広がる可能性がある。「投資DAO」は多くの周辺ビジネスを伴う特性があり、規制遵守意向の強いものも多い。「投資DAO」の拠点を国内に誘致する経済効果は高いと考える。

出典：一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会「当協会におけるWeb3.0推進に係る考え方について」（<https://cryptocurrency-association.org/cms2/017/wp-content/uploads/2022/12/JCBAWeb3.0paper.pdf>）を基にKPMG作成

## デジタル庁 Web3.0研究会 「Web3.0研究会報告書 ～Web3.0の健全な発展に向けて～」

### イノベーション促進策

- ① 対話の場としてのプラットフォーム
- ② 「相談窓口」の設置と課題解消に向けた「関係府省庁連絡会議」の開催
- ③ Web3.0に係る国際的な情報発信・コンセンサス形成への関与
- ④ 研究開発・技術開発の担い手の育成

### Web3.0の健全な発展に向けた今後の取組

本研究会の議論を踏まえ、デジタル庁では、相談窓口を設置するとともに、課題解消に向けた関係府省庁連絡会議を開催することを通じ、さまざまなチャレンジが合理的な障壁なく行える環境整備を目指していく。

### Web3.0の健全な発展に向けた基本的方向性

デジタル資産の取引をめぐる利用者保護上の課題については、指摘されているリスクを踏まえた規制の枠組みを検討し、信頼性確保の取組を検討していく必要がある。この点、市場の成長により生じる利用者トラブルやクリエイターの権利保護の問題は適切に検討しつつも、市場の成長を阻害しないように留意していくべきであろう。その際には、国際的に見ても規制の枠組みの変化の激しい分野であることから、いたずらに国内の規制のみを先行させるのではなく、グローバルの動向を踏まえるとともに、将来の環境変化に柔軟に対応できるような対応を検討すべきである。

出典：デジタル庁 Web3.0研究会 「Web3.0研究会報告書 ～Web3.0の健全な発展に向けて～」 ([https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic/page/field\\_ref\\_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/a53d5e03/20221227\\_meeting\\_web3\\_report\\_00.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic/page/field_ref_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/a53d5e03/20221227_meeting_web3_report_00.pdf)) を基にKPMG作成

KPMGにはファイナンシャルサービスに関連するお客様のフィンテックイノベーションに関する課題のお手伝い、また、お客様のビジネスに影響を与える可能性のある、世界的に重要な発展やトレンドに関する情報の提供に特化したコミュニティが存在します。

KPMGはお客様のフィンテックセクターにおける成長、およびフィンテックセクターの理解をグローバル、地域、国レベルでサポートすることが可能であり、フィンテックに関する多様なトピックの研修も提供が可能です。さらにKPMGはフィンテックにおける世界的なトレンドと発展の特定、評価、そしてKPMGのグローバルパートナーであるアクセラレーターを通じた新たなフィンテックベンチャー企業との関係構築をお手伝いする事も可能です。

KPMGとフィンテック関連トピックに関するディスカッションをご希望の際は、下記フィンテック担当者まで、または通常のKPMG担当者までお問合せください。

[home.kpmg/jp/fintech](https://home.kpmg/jp/fintech)



### KPMGジャパン「KPMG Japan Fintech Community」サイトオープン

国内外でフィンテックの取組みが盛り上がる中、オープンイノベーションによる新しい技術の活用やビジネス推進の重要性が増していることから、KPMGジャパンは、金融機関およびフィンテック関連事業者の皆様を対象に、最新動向に関する情報配信と、ソリューション発掘およびネットワークの機会を提供することを目的として、「KPMG Japan Fintech Community」サイトをオープンしました。

URL: <https://fintech.smartcore.jp/>

### 有限責任 あずさ監査法人

金融統轄事業部 金融アドバイザー事業部  
ディレクター 保木 健次  
E: [kenji.hoki@jp.kpmg.com](mailto:kenji.hoki@jp.kpmg.com)

[home.kpmg/jp/fintech](https://home.kpmg/jp/fintech)

本稿で紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくは有限責任 あずさ監査法人までお問い合わせください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.